

北上市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

北上市議会議長

北上市議会規則第 2 号

北上市議会傍聴規則の一部を改正する規則

北上市議会傍聴規則（平成 3 年北上市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴の手続き)</p> <p>第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、<u>氏名及び年齢を傍聴人受付簿</u>に記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、<u>その団体の名称、傍聴を希望する者の人員、自己の氏名及び年齢を傍聴人受付簿</u>に記入しなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を<u>傍聴人受付票</u>に記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、<u>次に掲げる事項を傍聴人受付票</u>に記入しなければならない。</p> <p>(1) <u>団体の名称</u></p> <p>(2) <u>団体の人員</u></p> <p>(3) <u>団体の代表者又は責任者の住所</u></p>

(傍聴人の定数)

第5条 傍聴人の定数は、61人とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) [略]

(3) 異様な服装をしている者

(4) 旗、のぼり、プラカード、楽器類その他氣勢を示すおそれのあるものを持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 中学校就学前の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4) 団体の代表者又は責任者の氏名

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

(傍聴人の定数)

第5条 一般席の傍聴人の定数は、54人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定数により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定数を定めることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) [略]

(4) その他の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 示威的行為をしないこと。

(4) [略]

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 携帯電話等の着信音等を鳴らし、又は通話等をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の制限)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) [略]

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。